

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 [更新](#)

当社は、「伝統に縛られず、伝統を活かす」を理念に「伝統と技術と人材力を価値にする」をビジョンの下、株主、取引先、社員、社会などすべてのステークホルダーの信頼と期待に応え、長期にわたる成長と企業価値の極大化を目指しております。そのためには、コーポレート・ガバナンスの充実・強化が重要な経営課題であると認識しております。

なお、当社のコーポレートガバナンスに関する基本方針は、以下の当社のホームページに掲載しております。

<http://www.jintan.co.jp>

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 [更新](#)

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使、招集通知の英訳】

当社は現在、株主における機関投資家や海外投資家の比率は相対的に低いと考えられ、導入に至っておりません。今後につきましては、前記投資家の動向を踏まえつつ、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳を検討してまいります。

【補充原則2-5-1 経営陣から独立した窓口の設置】

当社は、コンプライアンス経営の強化に資することを目的に「公益通報者保護規程」を定め、管理本部 総務部 法務グループ及び人事グループを窓口としております。なお、現在のところ、社外に独立した通報窓口を設置する予定はございませんが、内部通報制度の実効性を高めるべく、外部の法律事務所等への設置についても今後検討してまいります。

【補充原則3-1-2 合理的な範囲での英語での情報開示・提供】

現在当社の株主における海外投資家の比率は相対的に低い状況であります。

今後、海外投資家の比率が一定以上になった時点で検討いたします。

【原則4-2 取締役会の役割・責務(2)】

コーポレート・ガバナンス基本方針 第5章 第13条(取締役会等の役割)をご参照願います。

【補充原則4-2-1 業績連動報酬、株式報酬の適切な割合設定】

現在、当社においては、自社株報酬等の中長期的な業績と連動する役員報酬制度は導入しておりませんが、今後 中長期的な会社の業績と連動する報酬として、インセンティブプランの導入の検討、合わせて報酬全体の構成、割合についても検討してまいります。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用、独立社外取締役2名以上】

当社の取締役会は、取締役5名(うち独立社外取締役1名)、監査役3名(うち独立社外監査役2名)で構成され、毎月必要な討議を十分行っております。当社は、独立社外取締役の有用性について認識しており、コーポレート・ガバナンスの充実に資すると判断しております。

なお、従前より多様な専門的知識、経験を有した独立社外取締役の複数名選任を指向しているものの実施できておりらず、適任者の選任の検討を続けてまいります。

【補充原則4-10-1 指名・報酬等に関する独立性・客觀性と説明責任の強化】

当社の独立社外取締役1名で、独立社外監査役2名と合わせても、取締役会の独立役員の構成比率は過半数に達しておりません。但し、社外役員3名は取締役会において積極的な意見を述べるとともに、必要に応じて助言を行っております。独立社外取締役の複数名選任を検討しておりますが、現時点においても社外役員の適切な関与・助言がなされていると考えています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 [更新](#)

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

コーポレート・ガバナンス基本方針 第2章 第4条(政策保有株式)をご参照願います。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

コーポレート・ガバナンス基本方針 第2章 第6条(関連当事者との取引)をご参照願います。

【原則3-1-1 経営理念等、経営戦略、経営計画】

当社は、企業理念等、活動指針を企業行動憲章として定めております。

また当社事業における基本的な考え方は、ホームページ、事業報告書、有価証券報告書において公表しております。

【原則3-1-2 CGに関する基本的な考え方と基本方針】

コーポレート・ガバナンス基本方針 をご参照願います。

【原則3-1-3 取締役等の報酬を決定するにあたっての方針と手続】

役員報酬につきましては、株主総会で決められた限度内にて額の決定に関する方針を定め、業績の良否並びに従業員の給与水準及び業績への貢献度を勘酌し、決定しています。また、その方法は、取締役については役位別並びに予め定めた手法に基づき取締役会で決定し、監査役については、監査役の協議にて決定しております。今後については、より透明性・公正性の高い手続きと手法等を検討してまいります。

【原則3-1-4 取締役等の選任・指名を行うに当たっての方針と手続】

当社は、取締役候補者の指名、代表取締役選定プロセスの透明性および公正性について社外取締役との十分な議論、意見形成を持った上で決定しております。今後については、より透明性・公正性の高い手続きと手法等を検討してまいります。

【原則3-1-5 経営陣幹部の個々の選任・指名事由】

社外取締役・社外監査役候補者個々の選任指名理由については、毎年、株主総会招集通知にて開示しておりますので、ご参照ください。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

法令ならびに定款に定める事項および「取締役会規則」に定める事項以外の業務執行については、その各事業分野における意思決定は取締役と「執行役員規程」の規定に基づき選任された執行役員がその実施責任を負います。なお、各組織の分掌する業務については、「業務分掌規程」を定めて明確にし、円滑な遂行を促進しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

独立社外取締役の独立性判断基準につきましては、「有価証券報告書」および「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」等で開示しております。

独立社外取締役候補者の選定にあたっては、会社法上の要件に加え、上場証券取引所の定める独立役員の独立性基準を満たした上で、多角的な視点や経験、高度な専門的知識から当社の経営全般に対し、専門的で建設的な助言および監督のできる候補者を選定しております。

【補充原則4-11-1 取締役の選任に関する方針・手続(考え方)】

取締役会は全社の財務および事業の方針の決定を担うものであり、経営理念やステークホルダーとの信頼関係等を十分に理解した上で、企業価値を向上させ株主の利益を中長期的に確保・向上させなければならないと考えております。その目的を達成するためには、幅広い視野と各事業における専門性の高い業務知識・ノウハウを兼ね備えた者が取締役に就任し、意思決定において重要な役割を果たすことが必要と考えております。同時に、取締役会において、経営者から独立した立場からの意見を反映するために、優れた経験・見識のある社外取締役を選任しております。

なお、当社の取締役の選任にあたっては、より透明性・公正性の高いプロセスの手法等を検討してまいります。

【補充原則4-11-2 他の上場会社の役員の兼任】

当社取締役・監査役が他の上場会社の役員等を兼務することがあります。当社における責務を果たすのに支障の無い範囲に留まっております。なお、当社取締役・監査役の兼任状況につきましては、事業報告等各種法定報告の中で、毎年開示してまいります。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性評価】

コーポレート・ガバナンス基本方針 第5章 第16条(取締役会の実効性確認)をご参照願います。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニングの方針】

コーポレート・ガバナンス基本方針 第5章 第17条(取締役・監査役の研修方針)をご参照願います。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

コーポレート・ガバナンス基本方針 第6章 第20条(株主等との対話)をご参照願います。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社森下泰山	5,476,000	26.39
ロート製薬株式会社	1,775,000	8.55
公益財団法人森下仁丹奨学会	1,056,000	5.08
株式会社三菱東京UFJ銀行	660,000	3.18
日本生命保険相互会社	555,000	2.67
株式会社ラクサン	532,100	2.56
株式会社大正銀行	440,000	2.12
三菱UFJ信託銀行株式会社	440,000	2.12
森下仁丹取引先持株会	278,700	1.34
フジモトHD株式会社	216,352	1.04

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	医薬品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
齋藤 洋一	その他										

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
齋藤 洋一	○	——	齋藤洋一氏は、医療全般に関する豊富な経験と知見を有しており、有用な意見をいただくことを期待しております。また直接会社経営に関与された経験はありませんが、病院院長等を歴任され、経営に関する見解が豊富なことから、当社の独立性を有する社外取締役として適任と判断します。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人との間、監査役と内部監査室との間で監査体制、監査計画、監査実施状況等について定期的に連絡会を開催し、効率的かつ効果的な監査の実施に努めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l
澤田 よし己 (よしは、にんべんに旬)	公認会計士												
石原 真弓	弁護士												

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f, g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
澤田 よし己 (よしは、にんべんに旬)	○	——	澤田よし己氏は、公認会計士として財務経理の経験が豊富であり、当社の監査体制の強化を図るため、当社の独立性を有する社外監査役として適任と判断します。
石原 真弓	○	——	石原真弓氏は、弁護士として法務経験が豊富であり、当社の監査体制の強化を図るため、当社の独立性を有する社外監査役として適任と判断します。

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

ストックオプション制度を導入していましたが、行使期間が2005年6月30日で終了致しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成27年度における当社の役員に支払った報酬は、次の通りです。

取締役5名 57百万円

監査役1名 16百万円

社外役員3名 10百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

あり

当社は株主総会で決められた限度内にて役員の報酬等の額の決定に関する方針を定めており、その内容は報酬等の額は、業績の良否並びに従業員の給与水準及び業績への貢献度を斟酌し決定しております。

また、その方法は、取締役については役位別並びに予め定めた順序別に社長が決定し、監査役については監査役の協議にて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役に対しては総務部が窓口となり、取締役会の開催に際しては、資料を事前に配布するほか、重要な案件については事前説明をおこなっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)[\[更新\]](#)

1.企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、機動的な経営の意思決定を図るべく、取締役は少人数の5名体制(内1名は東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たした社外取締役)とし、経営の効率化を図りつつその公正性・透明性を高めております。また当社は、監査役設置会社であり、3名の監査役(内2名は東京証券取引所の定める独立役員要件を満たした社外監査役)が、経営への客観的・中立的な監視を実施しており、経営の監視機能面では十分な体制が整っているものと判断しております。

a.当社の経営機構としては、毎月開催される「取締役会」と「監査役会」、毎週開催される「経営委員会」、および定期的に開催される「コンプライアンス委員会」「リスク管理委員会」「IT推進委員会」があります。

b.「経営委員会」は、業務執行状況の確認および環境変化への迅速な対応を協議する目的で、代表取締役社長が指名する取締役・執行役員・本部長を中心とした委員で構成しており、経営諸課題に関わる事項につき幅広く協議をし意思決定を行うとともに、重要事項については取締役会で決議あるいは報告しております。

c.また、代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」「リスク管理委員会」「IT推進委員会」を設置し、代表取締役社長の諮問機関として機能させております。なお、コンプライアンスの徹底に関しては、内部告発や各種ハラスメントの窓口を設け、広くグループ社員からの意見を聴取する等を実施しております。

2.当社は監査役設置会社であり、有価証券報告書提出日現在、監査役会は3名中2名を社外監査役とし、ガバナンスのあり方と運営状況を確認し、経営の適正性の確保に努めています。また監査役は監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会や経営会議等重要な会議に出席し、経営全般及び個別案件に関して公正な立場で意見を述べる等、取締役の職務執行を監査しております。一方 監査役会は、会計監査人である有限責任監査法人トーマツとは定期的な会合を実施し、積極的な意見及び情報交換を実施し、必要に応じて監査の実施経路について適宜報告を行うなどの対応を実施しております。

3.内部監査室は2名で構成され、内部監査規定に基づき全社的な見地から内部監査を実施しており、代表取締役社長および監査役に定期的に内部監査結果及び内部統制に係る整備・運用・評価に関する報告を行っております。

4.会計監査人には有限責任監査法人トーマツを選任しております。公認会計士は、平成27年度については石黒訓氏、南方得男氏および補助者11名です。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役設置会社であり、機動的な経営の意思決定を図るべく 取締役は少人数の体制とし、経営の効率化を図りつつその公正性・透明性を高めてまいっております。また監査役が経営への客観的・中立的な監視を実施しており、経営の監視機能面では十分な体制が整っているものと判断しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より1日前倒しでの発送を実施。 今後も、早期発送に努めてまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に、アナリスト・機関投資家向けの説明会を開催している。 内容は前年度決算実績および当年度の計画を中心とし、代表取締役社長自ら説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、会社説明会資料等について、発表同日にホームページに掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	森下仁丹企業行動憲章を策定し、「私たちは、事業活動の情報を適切に管理するとともに、ステークホルダーを含め社会一般から正しく理解を得ると同時に透明性を確保するため、正確な情報を適時公開します。」の旨を表明しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	森下仁丹企業行動憲章を策定し、「私たちは、地球環境を保全するため、事業活動のあらゆる面をとらえて環境保護に努めてまいります。」の旨を表明しております。また、当社はISO14001を取得いたしております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	上記に含む

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 内部統制システム構築の基本的な考え方

当社は、会社法等に基づく、「内部統制システムの基本方針」を取締役会において決議し、当社グループにおける内部統制システムの整備を推進しております。

a. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社の規定する「文書管理規程」、「情報資産取り扱い規程」等に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下、「文書等」という)に記録し、保存および管理しております。取締役および監査役は、同規程により、これらの文書等を必要に応じて閲覧できるものとしております。

b. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、リスクマネジメントを行うため代表取締役社長を委員長とした「リスク管理委員会」を組織し、当社グループ全体の横断的なリスク管理体制を設けております。

リスク管理委員会は、リスク管理規程に基づきリスク管理基本方針を策定のうえ担当部署に浸透を図る一方、リスクマネジメントの状況を定期的に取締役会および監査役会に報告し、網羅的かつ総括的な管理を行っております。

なお、大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、代表取締役社長を委員長とする「特別対策本部」を設置し危機対応の体制をとると同時に迅速に行動し、損害およびその拡大を防止することとしております。

c. 当社の取締役の職務執行が効率的に行われるることを確保するための体制

当社の「取締役会規程」に基づき、取締役会を定期に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、迅速かつ適切な意思決定を図るとともに、経営計画の策定や重要な業務執行課題については、事前に取締役等で構成する経営委員会で十分な議論を行ったうえで審議し取締役会に付議し決定することとしております。

なお、取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」「業務分掌規程」において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続の詳細について定めております。

d. 当社グループの取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループは共通の「企業行動憲章」の主旨に沿い、当社代表取締役社長が繰り返しその精神を、当社グループの取締役及び使用人に伝えることによりコンプライアンスを徹底しております。

また代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を組成し、グループ企業のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、「コンプライアンス・マニュアル」に基づいた当社グループの取締役及び使用人への教育並びに監理を実施すると同時に、これらの活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告されております。

また、内部監査室より、全ての業務が法令・定款及び社内規程に準拠し適性・妥当かつ合理的に行われているか、また会社の制度・組織・諸規程が適正・妥当であるかを公平不偏に調査・検証するとともに、代表取締役社長にその結果を定期的及び必要に応じて報告しております。

なお、法令・規定に反した行為等について当社グループの取締役及び使用人が直接情報提供を行うホットラインを設置運営するとともに当該者には「森下仁丹公益通報者保護規定」に沿った対応をとるものとしております。

e. 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係わる事項の当社への報告に対する体制

当社の子会社に関する管理「関係会社管理規定」に基づき、各子会社を管理する体制とし、各子会社の経営内容を的確に把握するための重要な事項については取締役会に報告を行うこととしております。

また、内部監査室は「内部監査規程」に基づき、各子会社にも内部監査を実施し当社グループの内部統制の適切性、有効性を確保することとしております。

f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在監査役の職務を補助する使用人はいないが、監査役から求められた場合には監査役と協議の上設置するものとしております。

監査役が指定する補助すべき期間中は、当該使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、人事異動および人事評価は、監査役会の同意を得なければならないものとしております。

g. 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制並びにその他の監査役への報告に関する体制

監査役は毎月開催される取締役会を始めとする各種の重要会議に出席し、取締役の報告を聴取しております。使用人の監査役会に対する報告は原則取締役会を経由して行うこととしておりますが、緊急時には取締役に報告と同時に監査役に直接行うこととしております。

当社の監査役が必要と判断した情報については、当社グループの取締役及び使用人等に対して報告を求める事ができます。この場合、報告した者に対し秘密保持に最大限の配慮を行ふこととしております。

なお、監査役に報告を行ったことを理由として不利な扱いをすることを禁止しております。

また、監査役の職務を執行する上で必要な費用の前払いまたは償還の手続きその他当該職務について生ずる費用または債務等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を支払うものとしております。

h. その他監査役の監査が実効的に行われるることを確保するための体制

すでに社外監査役2名に就任していただき、「監査役会規則」に沿って監査体制を固めているが、さらに監査役会と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定し、監査の実効性を高めてまいります。

また、内部監査室は内部監査の計画、結果の報告を監査役に対して定期的および必要に応じて行い、監査役監査が実効的に行われる体制を確保しております。

i. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令等に基づき有効かつ適切な内部統制の整備及び運用する体制を構築するとともに、その体制について適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を行うものとしております。

また、財務報告に係わる内部統制において、各組織(者)は以下の役割を確認しております。

(a) 経営者は、組織のすべての活動において最終的な責任を有しており、基本方針に基づき内部統制を整備・運用することとしております。

(b) 取締役会は、経営者の内部統制の整備および運用に対して監督責任を有しており、財務報告とその内部統制が確実に実行されているか、経営者を監視、監督することとしております。

(c) 監査役は、独立した立場から、財務報告とその内部統制の整備および運用状況を監視、検証することとしております。

(d) 内部監査室は、内部統制の目的をより効果的に達成するため、内部監査活動を通じ 内部統制の整備および運用状況を検討・評価し、必要に応じてその改善策を経営者並びに取締役会に提唱することとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および体制

当社グループは、「企業行動憲章」及び「コンプライアンス・マニュアル」を定め、反社会的勢力に対しては一切の関係を遮断することを基本方針とし、反社会的勢力排除に向けた組織対応として、管理本部総務部が外部の専門機関と連携の上、毅然とした態度で対応することとしております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

